

請求人

志木市監査委員 成田 茂

志木市監査委員 河野 芳徳

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和6年6月12日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、合議により、次のとおり決定したので通知する。

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定した。

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができることを、また、同条第2項は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときはこれを行うことができない旨規定している。

本件請求において請求人は、令和5年3月20日の令和5年志木市議会3月定例会における選挙管理委員及び補充員の選任は、法第182条第1項等に違背し、同法違反であり、違法によって選出された委員に対して支払われた令和5年4月から令和6年5月までの報酬額、1,358,000円を市に与えた損害として主張している。

しかし、本件請求の請求日は令和6年6月12日であり、請求の理由となった選挙管理委員及び補充員の選任は令和5年3月23日であることから、法第242条第2項に規定する請求期間を徒過していることは明らかである。

したがって、本件請求は、住民監査請求の要件を満たしていないと判断した。